

長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成18年12月18日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第29条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、広域連合長の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

(定数)

第3条 職員の定数は、次のとおりとする。

広域連合長の事務部局の職員 35人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。